

# 第4期山梨県アライグマ防除実施計画

令和8年4月

# 目 次

1	計画策定の背景と目的	1
2	特定外来生物の種類	1
3	防除を行う区域	1
4	防除を行う期間	1
5	これまでの取組と課題	2
	(1) 被害状況	2
	(2) 捕獲状況	3
	(3) 生息状況・分布状況	4
	(4) 地域別目標設定	5
	(5) 捕獲従事者の確保・育成	5
	(6) 第3期計画の評価	6
6	防除の目標	6
	(1) 期間	6
	(2) 地域	7
7	防除の実施	7
	(1) 捕獲の方法	7
	(2) 実施体制	7
	(3) 捕獲従事者の確保・育成	8
	(3) 捕獲班の編成	8
	(4) 捕獲の際の留意点	9
	(5) 捕獲個体の取り扱い	9
	(6) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い	10
	(7) 捕獲個体の譲り受けと飼養	10
	(8) モニタリング	10

(9) 生息環境管理	.....	10
(10) 被害予防	.....	10
8 合意形成	.....	11
(1) 地域等での合意形成	.....	11
(2) 対策会議の設置	.....	11
9 普及啓発	.....	11
10 防除対策の検討	.....	11
11 進行管理	.....	12
資 料 編	.....	13

## 1 計画策定の背景と目的

アライグマ及びカニクイアライグマ（以下「アライグマ」という。）は、北～中南米大陸を原産とする食肉目アライグマ科の哺乳類であり、ペットなどとして日本に輸入され、飼われていたものが逃げたり、捨てられたりして野生化した。

そのような中、アライグマは高い侵略性を有するものとして平成17年6月の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）の施行により特定外来生物に指定された。

なお、特定外来生物とは、外来生物であって在来生物とその性質が異なることにより生態系、人の生命・身体または農林水産業に被害を及ぼし、又は、及ぼすおそれのあるものと外来生物法により定義されている。

また、外来生物法に基づき国が定める「特定外来生物被害防止基本方針」では、既に定着し被害を及ぼしている特定外来生物については、被害の程度及び必要性に応じて生態系からの完全排除、封じ込め、被害低減のための低密度管理等の防除を計画的かつ順応的に実施することとしている。

本県においても平成22年9月に第1期山梨県アライグマ防除実施計画を策定し、以降3期にわたり最終的な完全排除を目指して捕獲を進めてきたが、未だ捕獲頭数は増加傾向にあり、個体数の減少に至っていない。

こうした状況を踏まえ、今後も継続的な捕獲対策が必要であることから、第4期アライグマ防除実施計画を策定する。

## 2 特定外来生物の種類

ネコ目アライグマ科アライグマ属

アライグマ（学名 *Procyon lotor*）

カニクイアライグマ（学名 *Procyon cancrivorus*）

## 3 防除を行う区域

山梨県内全域

## 4 防除を行う期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

## 5 これまでの取組と課題

### (1)被害状況

#### ア 農作物被害

令和6年度のアライグマによる農作物被害は、野生鳥獣による被害額全体における約1.7%の約220万円である。令和元年度の農作物被害額と比較すると、約2倍と大幅に増加している。農作物被害額は第3期計画と同様に家庭菜園や自家消費作物などは被害金額に表れないため、アライグマの農作物被害額は更に大きいことが推測される。

農作物被害額が大きいのは、甲府市と山梨市であり、どちらもブドウの被害が大きい傾向がある。山梨市では、シャインマスカットや巨峰など高単価の作物の被害によって農業被害額が大きくなっている。他の作物について、甲府市ではイチゴやスイートコーンの被害が確認されている。

このように、アライグマは甘みのある作物を好む習性があることから、果樹園などにおいては、捕獲対策を着実に進めていく必要がある。

#### イ 生活環境被害

春から初夏にかけて、繁殖のため人家に侵入し屋根裏を糞尿で汚染するケースや、他県においては、神社仏閣等に侵入し、糞尿や引っ掻き傷による文化財の被害が報告されていることから、侵入口になりそうな壁や屋根付近の隙間等は塞ぐなどの処置が必要である。

#### ウ 生態系被害

甲府市下曾根内のカワウコロニーにおいて卵の採食痕がみられ、営巣放棄の個体が確認された。この事例はもとより、その他の野鳥の卵・ヒナやカエル等の在来種を捕食し減少させたり、ホンドタヌキやホンドギツネ、ニホンアナグマ等と競合し、生息場所を奪い取ったりする行動が危惧されるところである。

なお、アライグマは、同じく外来生物であるハクビシンとも生息場所や餌を巡って競合している可能性がある。

#### エ 人の生命・身体への影響

人に感染する疾病として、原産国ではウィルスの媒介による狂犬病やアライグマ回虫による幼虫移行症が知られている。狂犬病については、現在日本は清浄国であり、発症例はないものの、海外においては野生動物に発生していることから、狂犬病の危険性も含め注意喚起していく。

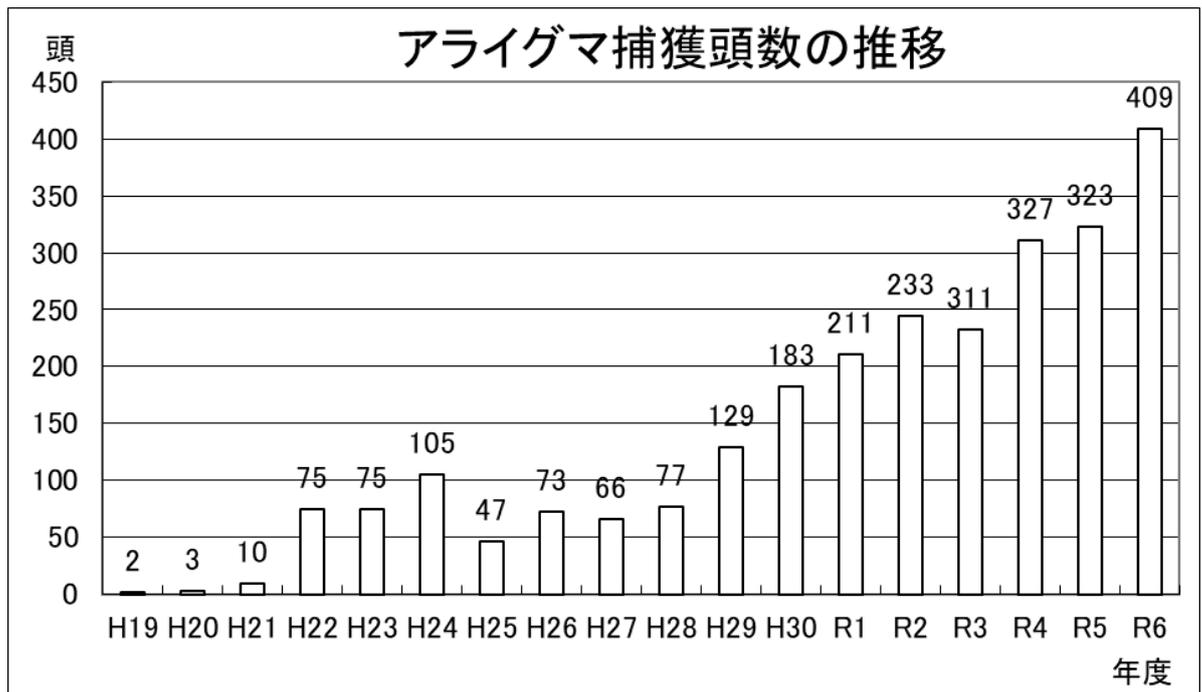
また、アライグマ回虫については、日本では野生化個体で発見された報告はないが、飼育個体で報告された事例があるので、引き続き、アライグマとの接触の際は万全の備えにより対処することが必要である。

さらに、アライグマはSFTS（重症熱性血小板減少症候群）の感染原因となるマダニを媒介するほか、感染した個体の血液・体液に接触することでも感染するリスクがあるため、取扱いには細心の注意が求められる。

(2) 捕獲状況

第1期計画策定前の鳥獣保護法に基づく捕獲許可を受けて有害鳥獣として捕獲したアライグマは、平成21年度に10頭であったが、第1期計画策定後の平成22年度に75頭と急激に捕獲頭数が増加し、第3期計画期間中の令和6年度には409頭を捕獲しており、引き続き、捕獲圧を維持することが今後の課題である。

図1 アライグマ捕獲頭数の推移



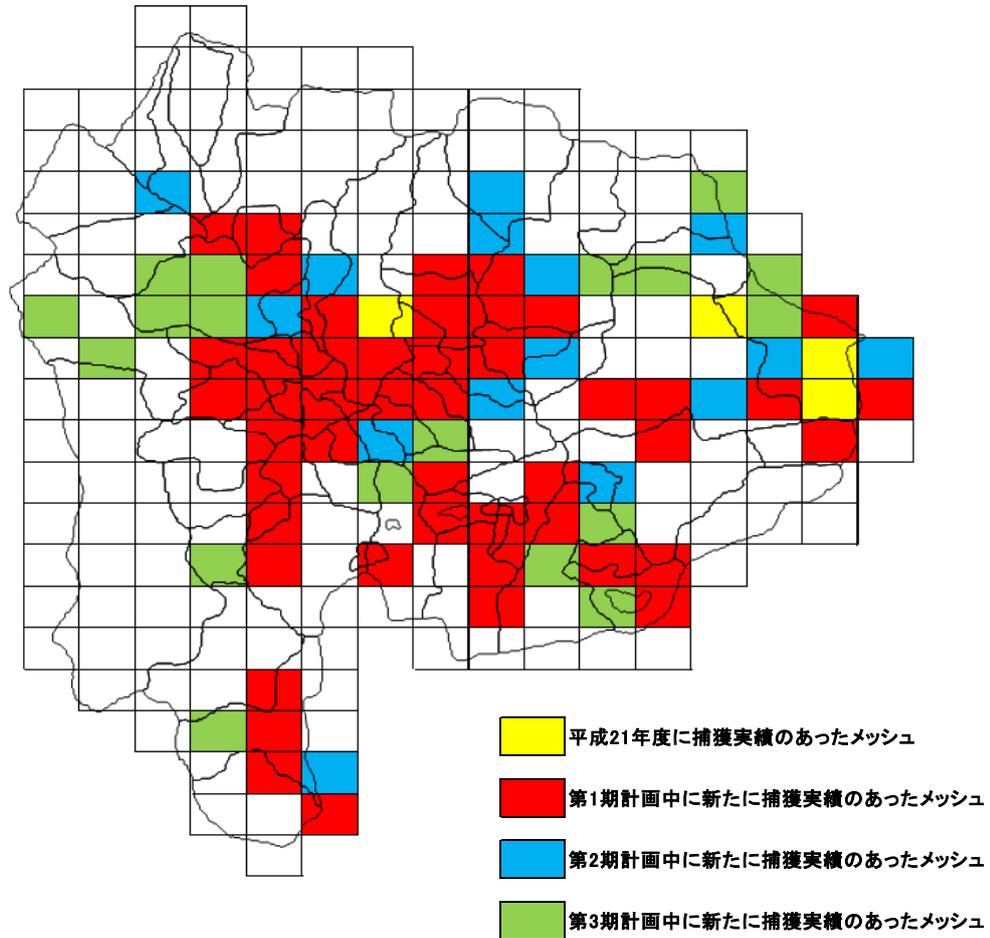
(3) 生息状況・分布状況

各市町村から提供された捕獲実績により作成した県内市町村別捕獲頭数の推移及び山梨県におけるアライグマの分布状況の変化を確認すると、甲府市や笛吹市、上野原市での生息個体が多く、その他の地域でも急速に分布を拡大しつつあることが想定される。

図2 県内市町村別捕獲頭数の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
甲府市			7	4	24	23	17	13	19	20	25	42	51	56	50	93	102	111	657
富士吉田市							2				1			10			12	7	32
都留市					1			1						1	4	5	1	3	16
山梨市				1	5	7	2	5	4	3	13	8	7	14	22	18	20	17	146
大月市			1	4	6				1			4	4	1					21
韮崎市											2		3	1	5	11	4	9	35
南アルプス市				1	2	1	1	3	12	17	14	15	25	17	24	23	14	35	204
北杜市								3					2			2			7
甲斐市						2		1		1	3	22	16	13	21	14	13	18	124
笛吹市		1		2		2		3			15	33	30	42	33	43	59	76	339
上野原市	1		2	9	6	18	7	22	11	11	20	23	33	14	10	19	30	51	287
甲州市						1	2	3	5	4	8	11	23	17	19	23	9	12	137
中央市	1						2	2	2	5	16	12	9	37	16	22	20	25	169
市川三郷町						2							5	1	3	5	7	5	28
早川町																4			4
身延町						1											4		5
南部町					2	1	3	8	3	3	5	5	2	5	8	10	12	30	97
富士川町				1		1			1										3
昭和町								1				1			5	4	6	6	23
道志村				8															8
西桂町										1				1					2
忍野村				1	5	1	1					1	1	1					11
山中湖村						3										14	9		26
鳴沢村		2		36	9	41	10	8	8	12	7	3	2	14	10	3	1	4	170
富士河口湖町				8	15	1													24
小菅村															1				1
丹波山村												1							1
計	2	3	10	75	75	105	47	73	66	77	129	183	211	245	233	311	323	409	2577

図3 山梨県におけるアライグマ分布状況の変化



(4) 地域別目標設定

地域におけるアライグマの生息状況等を勘案し、市町村を2段階（重点対応地域、要注意地域）に地域別設定し、生息数の低減を図り、農作物被害、生活環境被害及び生態系被害の防止を目標とした。

なお、今回の計画では第3期計画期間中の捕獲実績を踏まえた結果、地域別設定の変更は行わないこととした。

（参照：7 防除の目標（2）地域）

(5) 捕獲従事者の確保・育成

捕獲従事者の確保対策として、狩猟免許を持たない者であっても、捕獲に従事できるように適切な捕獲と知識及び技術が学べる講習会を開催したことから、捕獲頭数の増加に寄与したことが推察される。

（参照：8 防除の実施（4）捕獲班の編成）

図4 アライグマ捕獲従事者養成講習会参加人数

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
受講者数	45	62	34	19	36	22	27	25	15	0	34	32	34	40	47	76

※ 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大に伴い、中止。

#### (6) 第3期計画の評価

第3期計画では、長期的にはアライグマの野外からの根絶、短期的には個体数の増加抑制を目指し、第2期計画に引き続き捕獲を実施した。

また、市町村職員と一般県民への適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術についての講習会を毎年度継続して開催し、捕獲従事者の育成を図った。

このことにより、捕獲頭数は増加したものの、農作物被害額も増加していることから、個体数の減少までには至っていないと考えられる。

### 6 防除の目標

平成22年度以降、捕獲頭数が急激増加しているため、捕獲実績のある市町村は増加している。しかし、県内のアライグマによる被害は軽減・解消に至っておらず、対処療法的な捕獲では生息数の増加を抑制することは困難である。

そのため、被害の発生地点やその周辺に限らず、広範囲にわたって捕獲を進めることが必要である。

また、アライグマの旺盛な繁殖力や、食性の幅広さ、日本に天敵がないことなどを考慮すると、捕獲により一旦個体数が減っても、野外に残存している限り、再び個体数の増加が予想される。

従って、抜本的な問題解決として、県内においてはアライグマの野外からの完全排除を目標にするとともに、次のとおり期間及び地域別目標を設定する。

#### (1) 期間

完全排除までの期間を3段階とする。

##### ア 短期目標

アライグマはすでに県内に広く分布しており、平成22年度以降、捕獲頭数が飛躍的に増加していることから、個体数の増加や分布拡大を阻止し、アライグマにより引き起こされる諸被害の低減化を図ることを短期目標とする。

##### イ 長期目標

完全排除に向けた取組みにおいて、科学的、計画的に防除を推進する必要がある。また、捕獲頭数が減少に転じた場合でも捕獲圧を弱めることなく防除を継続する必要があることから、防除計画の継続的な実施により、分布域の縮小、個体数の減少を長期目標とする。

##### ウ 最終目標

抜本的な問題解決のため、アライグマの野外からの完全排除を目的とする。

よって、捕獲がほとんどなくなっても、野外に残存する個体の完全排除を確認するまで、捕獲努力を継続することを最終目標とする。

## (2) 地 域

目撃調査、有害捕獲等の現状から、アライグマの生息が確認されている地域と生息が確認されていない地域の2段階とする。

### ア 重点対応地域

※ アライグマの生息が確認されており、既にアライグマが定着又は定着の可能性のある市町村

市 町 村 名	市町村数
甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町	23

重点対応地域では、被害が発生した場所及びその周辺で徹底した捕獲を行うとともに、目撃により生息が確認された場所等においても計画的な捕獲を推進し、個体数の減少及び被害の軽減を図り、野外からの排除を目指すこととする。

また、近年、捕獲実績がない市町村もあるが、出没した際の捕獲に備えるため、捕獲従事者の確保・育成など、体制整備を進めることとする。

### イ 要注意地域

※ アライグマの目撃情報がほとんどなく、生息していない又はほとんどいないと推定される市町村

市 町 村 名	市町村数
早川町、西桂町、小菅村、丹波山村	4

要注意地域では、積極的にアライグマの被害や目撃、痕跡といった生息状況を収集し、目撃や被害の情報があつた場合には速やかに捕獲を行い、野外への定着を防ぐこととする。

## 7 防除の実施

### (1) 捕獲の方法

原則として、箱わなを使用する。

### (2) 実施体制

防除の実施にあたっては、県及び市町村が実施主体となり、関係法令を遵守するとともに、地域住民、関係団体、研究機関等の協力を得ながら実施する。

## ア 県

- ・ 緊急的な防除の場合、捕獲を実施する。
- ・ 捕獲個体の処分をする。
- ・ 捕獲従事者のための講習会を開催する。
- ・ 市町村、農業団体等の担当者のための講習会を開催する。
- ・ 生息状況や科学的データ等の収集を行う。
- ・ 収集した情報を分析し、結果を関係機関、関係者へフィードバックし、防除実施計画の推進に努める。
- ・ 防除実施計画の進行管理、市町村における捕獲実施体制の整備への助言・支援を行う。

## イ 市町村

- ・ 捕獲班を編成し、捕獲（運搬を含む。）を実施する。
- ・ 捕獲個体の処分をする（県と事前協議した場合に限る。）。
- ・ 処分個体の焼却等による処理を実施する。

### （3）捕獲従事者の確保・育成

捕獲従事者を確保するため、狩猟免許を持たない者であっても、捕獲に従事できるように適切な捕獲及び安全に関する知識及び技術が学べる講習会を開催する。

また、講習会への参加を促進するため、開催の回数や場所、周知について効果的な方法を検討し、捕獲従事者の増加を図る。

### （4）捕獲班の編成

市町村は、効果的で計画的な捕獲を実施するため、地域の実情に精通した者を構成員とする捕獲班を編成するものとする。

班を編成するにあたり、市町村は、捕獲を行うエリアごとに捕獲等に従事する者（以下「従事者」という。）に従事者証を発行し、従事者数、従事者とその担当区域等をまとめ、これを従事者台帳として管理する。

従事者は、主にわな免許を有する者とする。ただし、次の要件をすべて満たしている場合には、免許非所持者であっても従事者に含めることができる。

#### 【免許非保持者の参加要件】

- ・ 県又は市町村が共同で実施する、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術、外来生物法及び公衆衛生についての講習を受講した者
- ・ 良識があり、必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者
- ・ 市町村長が必要と認める者

## (5) 捕獲の際の留意点

市町村及び従事者は、捕獲を実施する際、次の事項に留意するものとする。

### ア 錯誤捕獲の防止

わな設置期間中は、1日1回以上巡視するものとする。

アライグマは、夜間に捕獲されることが多いことから、ネコ等の錯誤捕獲の防止のため、昼間は、箱わなの入り口を閉じていることが望ましい。わな餌を用いて捕獲を行う場合には、アライグマ以外の鳥獣を誘引し、それらの鳥獣による農林水産業等への新たな被害を発生させないように注意すること。

なお、錯誤捕獲が確認された場合は、速やかに解放すること。

また、被害を発生させているハクビシン等の捕獲が予想される場合は、予め市町村と相談の上、有害捕獲対応をするなどにより、違法な捕獲処理が行われないようにすること。

### イ 事故の発生防止

市町村は、捕獲を実施する際は、事前に地域住民への周知を図る。また、従事者は市町村が発行する従事者証を携帯するとともに設置したわなに標識の装着を行うものとする。

アライグマは、感染症を媒介する可能性があるため、捕獲したアライグマの取り扱いについては、手袋や長袖の着用などの適切な防護措置を講じ、十分注意する。万一、事故等があった場合には、速やかに適切な処置を講ずることとする。

### ウ 捕獲個体

捕獲個体を運搬する場合は、箱わな（施錠付）、二次囲いで収納するなど、逸出防止に努める。

### エ 狩猟・狩猟期間延長との誤認防止

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二条第九項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第五十五条第一項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施する。

## (6) 捕獲個体の取り扱い

捕獲個体は、県又は市町村が殺処分を行う。

殺処分に当たっては、動物福祉及び公衆衛生に配慮し、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

捕獲地から処分地までの個体の運搬は市町村が実施し、処分個体は、原則市町村が、焼却等適切に処理するものとする。

なお、殺処分の方法や運搬等については、新たな研究や取り組みが進展することから、引き続き情報収集を行い、適切な取り扱いについて検討を進めるものとする。

処分個体は、モニタリングに必要な分析に供するものとする。

(7) 傷病獣として救護されたアライグマの取り扱い

外来生物法により、特定外来生物は野生復帰できる状態に回復した場合でも、野外へ放つことは禁止されているため、計画的に捕獲された個体と同様の扱いとする。

(8) 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく飼養等の許可を得ている者、又は外来生物法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる者に譲り渡すことができることとする。

【団体の要件】

- ① 外来生物法の規定に基づく引取飼養等に係る許可を受けていること。
- ② 捕獲個体を一定数収容できる施設を有していること。
- ③ 捕獲個体を県又は市町村から速やかに引取できること。
- ④ 引取後30日以内に、不妊手術、マイクロチップの装着、感染症予防措置を実施すること。
- ⑤ 譲渡し先（引取飼養者）への引渡し状況を記録し、保管するとともに継続的に必要な情報収集・情報共有を行うこと。

(9) モニタリング

市町村は、毎年度アライグマの目撃情報、捕獲頭数、被害状況、わなごとの設置場所及び設置期間を把握し、県に報告する。

県は、市町村からの報告の分析を行い、野外での生息状況や自然環境への影響等の実態を把握し、その効果を検証するとともに、その結果を防除事業に適切に反映させ、必要と判断された場合は、計画の見直しを行う。

なお、分析については、県が研究機関等の協力を得て実施するものとする。

(10) 生息環境管理

農地及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、農業者や住民などが連携し、誘引要因の除去を徹底することが重要である。

農地周辺をアライグマの餌場としないよう、農地に取り残し野菜や果実を放置せず、適正に処分するように努めることとする。

また、人家周辺においては屋外に生ゴミ等を放置しないなど適正な管理をするように努めることとする。

(11) 被害予防

アライグマによる農作物被害、生活環境被害を低減、解消するためには、農業者や住民によって被害地への侵入を防止することが重要である。

そのため、農地においては、防護柵やネットの設置、家屋においては侵入を塞ぐことなどが必要である。空き家においては、アライグマが侵入し繁殖することで周辺の家屋にも被害を与えることがあるため、定期的に見回り・痕跡の確認を行うことが必要である。

また、今後、林縁部においてもアライグマの出没が予想されることから、箱わなを設置する必要性が見込まれる。ただし、その場合は、周辺住民等への安全配慮や錯誤捕獲に十分注意すること。

## 8 合意形成

防除にあたっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等との調整及び合意形成に努める。

### (1) 地域等での合意形成

防除を行う地域の土地所有者や住民等に対して必要に応じて地域説明会を開催し、現場の意見の収集に努めることとする。

### (2) 対策会議の設置

アライグマに関する有効な対策の検討を目的として、学識経験者、獣医師会、農業者団体、狩猟団体、被害市町村等の代表で構成される「山梨県特定外来生物（アライグマ）対策会議」を組織し、防除実施計画の進行管理や見直し等に際しては、意見を反映させるように努めることとする。

## 9 普及啓発

アライグマの問題は、人に安易にペットにされ、飼いきれずに捨てられたアライグマが野生化し、繁殖したために生じたものであり、いわば人間の身勝手さが引き起こしたものである。アライグマによる種々の被害を受けている人たちだけでなく、原産国から日本へ連れられ、有害動物として捕獲されるアライグマも被害者といえる。

この問題解決のため、野外からの完全排除を目指すとともに、この問題を通して、野生動物の輸入・販売・飼育する人間の責任や、動物の命について考える必要がある。

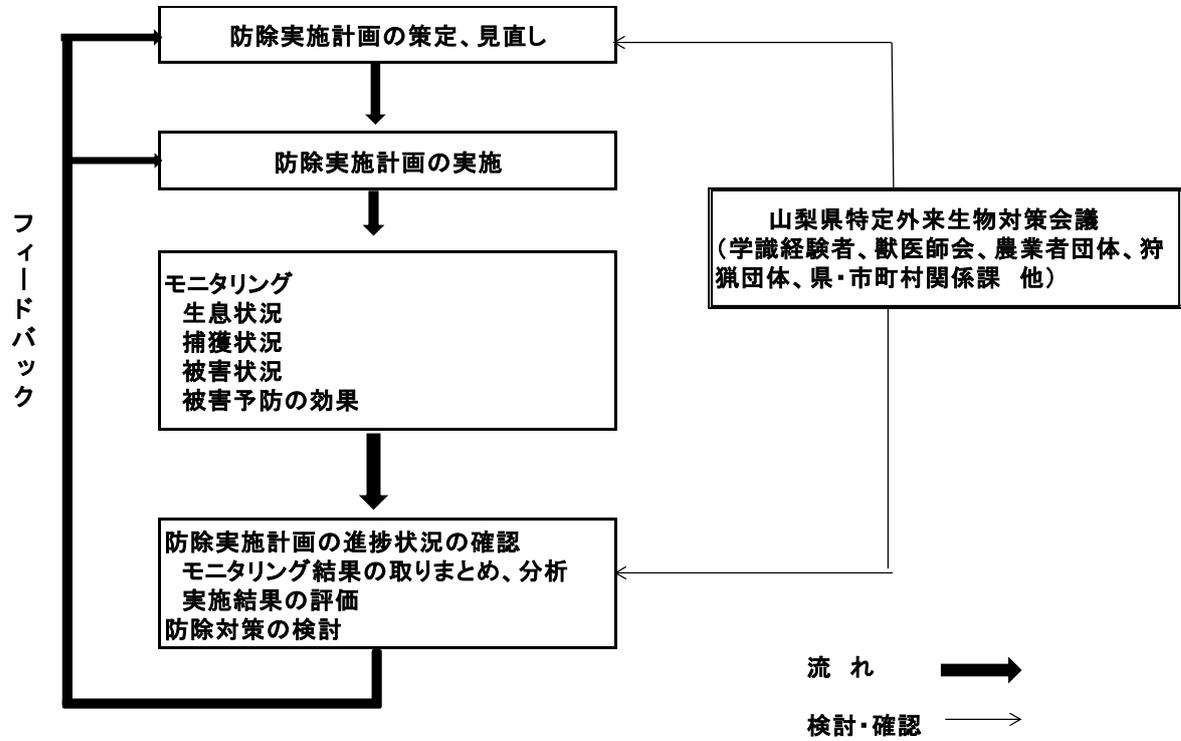
また、アライグマに対する県民の関心を高め、正しい知識や防除の必要性についての理解を促進するため、県ホームページに加え、SNSでの情報発信、小中学校へのリーフレットやウェブ教材の提供、イベントでの配布など、様々な媒体や機械を活用しながら、普及啓発の強化に努めるものとする。

## 10 防除対策の検討

長期目標、最終目標を達成するため、市町村、関係機関と連携しながら、生息状況の調査、捕獲体制の整備、市町村年間捕獲目標の設定等、継続的な検討を行うこととする。

11 進行管理

計画の進行管理は、次のとおりとする。



# 資 料 編

## 第4期山梨県アライグマ防除実施計画の役割分担

	捕獲等	被害予防・生活環境管理	モニタリング	普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲目標設定</li> <li>・ 捕獲個体の処分</li> <li>・ 捕獲わなの貸出(市町村へ)</li> <li>・ 緊急防除としての捕獲の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な被害予防の検討</li> <li>・ 関係機関との情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収集した情報の分析</li> <li>・ 分析した結果をフィードバック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページ、講習会等による普及啓発</li> </ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業被害、生活被害等のための捕獲の実施</li> <li>・ 捕獲わなの貸出(従事者へ)</li> <li>・ 捕獲個体の運搬</li> <li>・ 捕獲個体の処分</li> </ul> (県と事前協議した場合に限る。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分個体の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民への情報提供</li> <li>・ 地域住民への被害予防の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃・捕獲情報の把握、報告</li> <li>・ 被害状況の把握、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民への情報提供</li> </ul>
関係団体・住民等	<b>【農協・農業者・住民】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生息情報の提供</li> <li>・ 捕獲等の実施</li> </ul> <b>【猟友会等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲等の実施</li> <li>・ 従事者への捕獲技術指導</li> </ul> <b>【獣医師会】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分の協力</li> </ul>	<b>【農協・農業者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害予防の実施</li> <li>・ 農地の適正管理・放棄作物等の撤去</li> <li>・ 誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等)</li> </ul> <b>【住民】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害予防(家屋侵入経路の遮断等)の実施</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘引要因の除去(生ゴミの適正管理等)</li> </ul> <b>【飼養者】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来生物法、動物愛護法等に</li> </ul>	<b>【各主体】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目撃・捕獲情報の提供</li> <li>・ 被害状況の提供</li> </ul>	
研究機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有効な捕獲方法の研究</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査への協力</li> <li>・ 捕獲個体等の分析協力</li> <li>・ 生息域の推定</li> <li>・ 人獣共通感染症の検査</li> <li>・ 生態系被害把握手法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外来生物に関する調査研究成果発表</li> </ul>

第〇〇号

山梨県アライグマ防除実施計画に基づく従事者証(記載例)

〇〇市町村長

印

住所	〇〇市〇〇1-1
氏名	みどり 一郎
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日生
捕獲等をする区域	〇〇市〇〇1-1
捕獲等をする期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
捕獲の方法	はこわな
捕獲後の処置	二酸化炭素による致死処分後に焼却
備考	

注意事項

- 1 従事者証は、アライグマの捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない。かつ、他人に使用させてはならない。
- 2 従事者証は、捕獲等をする期間終了後30日以内に、〇〇市町村長に返納し、かつ、捕獲等について「捕獲記録」により報告してください。

捕獲等実績報告

捕獲等の場所	数量	備考

山梨県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲記録(報告・県提出)(記載例)

NO	わな番号	わなの設置地点・捕獲地点				捕獲実施状況				捕獲の詳細						その他特記事項			
		住所	3次メッシュコード	緯度	経度	目的	捕獲場所	詳細	設置日	解除日	捕獲方法	捕獲数	捕獲日	性別	体重(kg)		体長(cm)	餌	
1	1	甲府市丸の内		35.664878	138.568706	1	1		令和7年7月10日	令和7年7月30日	箱わな	1	令和7年7月30日	オス	6.1	56.8	菓子		
2	1	甲府市丸の内		35.664878	138.568706	1	1				手捕り	1	令和7年8月2日	メス	5.8	54.1			
3		甲府市丸の内一丁目6番1号	53083495			2	1		令和7年7月15日	令和7年7月15日	箱わな	1	令和7年7月15日	メス	0.8	29	菓子		
4	2	甲府市丸の内		35.664878	138.568706	1	1		令和7年8月25日	令和7年9月30日	箱わな	0					菓子		
5	3	甲府市丸の内		35.664878	138.568706	1	1		令和7年10月1日	令和7年10月5日	箱わな	2	令和7年10月5日	メス	6.3	57.3	ぶどう		
														オス	1.1	32.2			
6	4	甲府市丸の内		35.664878	138.568706	1	1		令和7年7月10日	令和7年7月30日	箱わな	0	令和7年7月30日	オス	4.5	53.5	菓子	ハクビシン	

備考

- 記録は記入例を確認しながらわなに1行ずつ記入してください。
- 緯度経度の記入をお願いします。住所は、字まで記入をお願いします。
- 緯度経度がわからない場合、番地までの住所及び3次メッシュコードの記入をお願いします。
- 捕獲実施状況の目的と捕獲場所は、次のコードを記入してください。その他の場合は詳細欄に具体的な記載をお願いします。  
目的: 計画的防除=1、生活被害防除=2、農業被害防除=3、その他=4  
捕獲場所: 宅地=1、農地=2、森林=3、その他=4
- 捕獲の詳細な性別、体重、体長は、できるかぎり記入してください。  
※ 体長は、全長(鼻先から尾の長さ)から尾長(尾の長さ)を引いた数値を記入してください。
- アライグマの捕獲があった場合は、継続して箱わなをかける場合でも次の行に記入してください。
- 錯誤捕獲があった場合は、捕獲数には0と記入した上でその他特記事項に錯誤捕獲した鳥獣名を記載してください。

山梨県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲等従事者 台帳(記載例)

市町村名:

No	捕獲を行うエリア	従事者数	従事者名等				狩猟免許及び狩猟者登録			担当区域	備考
			氏名	住所	区分	生年月日	番号	交付年月日	交付機関		
1	甲府市丸の内	2	みどり 一郎	甲府市丸の内1-6-1	農業者	昭和55年4月2日	1234567	令和2年9月14日	山梨県	平和通り1	
			みどり 二郎	甲府市丸の内1-6-1	農業者	昭和60年6月20日				飯田通り1	

- ①行政(職員)
- ②住民
- ③農業者
- ④猟友会員
- ⑤捕獲事業者
- ⑥その他

備考 「狩猟免許及び狩猟者登録」欄は、上段に狩猟免許、下段に狩猟者登録の番号等を記入してください。  
 また、所定の研修を受けた場合は、「狩猟免許及び狩猟者登録」欄の「交付年月日」欄の上段に研修を受けた日付を、「交付機関名」欄に研修開催機関を記入してください。

基本情報	
和名	アライグマ
分類群	哺乳綱 食肉目 (ネコ目) アライグマ科 (Procyonidae, Carnivora, Mammalia)
学名	<i>Procyon lotor</i>
英名等	Common Raccoon
自然分布	北米～中米 (カナダ南部～パナマ)
形態	頭胴長40～60cm, 尾長20～40cm, 体重4～10kg稀に20kg, 雄は雌よりやや大型, 毛色は灰色から明るい茶褐色で尾に黒い輪が4～10本ある. 目を覆うように黒い帯がある. 蹠行性で白歯が上下とも2対ある. 蹠行性 (爪先からかかとまで地面につける) ため, 足跡が他の哺乳類と異なる.
生息環境	都市部から森林・湿地帯までの水辺に生息. 巣は木のうらや岩穴, 人家や畜舎. 温度選好性: 冷帯湿潤気候, 西岸海洋性気候, 温暖湿潤気候, 地中海性気候, ステップ気候, サバナ気候, 熱帯モンスーン気候
繁殖生態	繁殖期: 1月～3月に交尾し, 4～6月に出産. 雄は複数の雌と交尾. 産仔数: 3～6. 雌が子育てし, 北海道では7月頃から幼獣が巣を出て活動しはじめる.
生態的特性	夜行性. 木登り・泳ぎも得意. 普段は単独性で, 繁殖期のみペアを形成. なわばりは持たない. 休眠により越冬. 野外での寿命は5年程度と考えられている. 食性: 雑食性で小哺乳類・魚類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類・野菜・果実・穀類等, 夏は動物質を秋は植物質を多く摂取する. 分散能力: 行動圏: 806～1,139ha (海外のデータ)
侵入情報	
国内移入分布	ほぼ全国
移入元	北米
侵入経路	動物飼育施設から逸走, ペットの逸出・放逐
侵入年代	国内で最初の野生化は, 1962年に愛知県犬山市の動物園から集団逸出した12頭に由来するされる. 1970年代後半以降テレビアニメの影響で飼育ブームとなり, 日本各地で飼育個体の放逐・逸出により野生化. また, 有害鳥獣として捕獲された個体の「奥山放獣」により分布拡大した可能性も指摘されている.
影響	在来中型哺乳類との競合, 鳥類への営巣妨害・営巣放棄, 野生生物の捕食, 食性や営巣場所の競合, 農業被害 (特にトウモロコシ被害が深刻. ナス・トマト・エンドウなどの野菜類, メロン・スイカ・イチゴなどの果実類, コイなどの養殖魚, 家畜飼料, ビニールハウスの破壊など). 文化財を含む建造物への侵入・損壊, 人獣共通感染症を含む病原体の媒介 (狂犬病, ジステンパー, アライグマ糞線虫 <i>Strongyloides procyonis</i> , アライグマ蛔虫 <i>Baylisascaris procyonis</i> , インフルエンザ, 日本脳炎, レプトスピラ, 紅斑熱群リケッチア, サルモネラなど) 影響を受ける在来生物: タヌキ・キツネなどの中型哺乳類 (競合), サギ類などの鳥類 (営巣妨害), 爬虫両生類, 昆虫, 甲殻類 (捕食)
法的扱い	特定外来生物 (外来生物法). 狩猟鳥獣 (鳥獣保護法). 移入規制種 (佐賀県での放逐禁止, 佐賀県 環境の保全と創造に関する条例)
防除方法	箱ワナ・エッグトラップによる捕獲. 捕獲時期・対象個体の年齢などによって実質的な効果が異なり, 十分な事前調査と計画的な対策が必要.
問題点等	計画的な対策により低密度化・影響低減が見られる事例がある一方, 農業被害防止を主目的とした対症療法的なアライグマ対策が行われ, あまり効果があがっていないケースもある.
海外移入分布	ドイツ, フランス, デンマーク, オランダ, ベルギー, ルクセンブルグ, スイス, オーストリア, ハンガリー, ポーランド, チェコ, ベラルーシ, ロシア, アゼルバイジャン, ウズベキスタン, パハマ諸島等.

© 鎌田貢司郎

※必ずしも色が塗られた地域全体に分布するわけではありません

出典: 侵入生物データベース

◎アライグマと他の動物との比較について

<p>アライグマ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>尾は長く (20~41cm 程度)、リング状の縞模様</u></li> <li>○ <u>眉間に黒い筋、目の周りのマスク模様は大きい</u></li> <li>○ <u>足跡は 5 本の指がはっきりわかれ、人の手に似る</u></li> <li>○ 踵まで地面に付けて歩く</li> <li>○ 全体的に白っぽい</li> <li>○ 足は白い部分が多い</li> <li>○ ヒゲは白く目立つ</li> <li>○ 耳は大きく白い縁取り</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">前足                  後足</p>
<p>タヌキ</p> 	<p>(沖縄県を除くほぼ全国に分布)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>尾は短く (20cm 以下)、縞模様は無い</u></li> <li>○ <u>つま先だけ地面に付けて歩き、花模様に似た足跡</u></li> <li>○ 全体的に茶色っぽい</li> <li>○ 足はほぼ全体が黒い</li> <li>○ ヒゲは黒く目立たない</li> <li>○ 耳は丸い</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">前足                  後足</p>
<p>アナグマ</p> 	<p>(北海道、沖縄県を除くほぼ全国に分布)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>目の周りのマスク模様は鼻から耳に向けて細長く、鼻筋は白っぽい</u></li> <li>○ <u>ずんぐりとした丸っこい体形で、足は短い</u></li> <li>○ <u>顔は鼻づらにかけて細長い</u></li> <li>○ 顔から上半身にかけ白っぽい</li> <li>○ 足は黒い部分が多い</li> <li>○ 尾は覆われ短くて太く、長い毛に覆われ、縞模様は無い</li> <li>○ 耳は小さく、目立たない</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">前足                  後足</p>
<p>ハクビシン</p> 	<p>(一部の府県を除く本州、四国に分布)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>顔の中央に白い線がある</u></li> <li>○ <u>尾は長く、縞模様は無い</u></li> <li>○ <u>足は短く、体全体が細長い</u></li> <li>○ アライグマに比べ体は小さい</li> <li>○ 足は黒っぽい部分が多い</li> <li>○ 顔の大きさに比べて耳は大きい</li> </ul>	 <p style="text-align: center;">前足                  後足</p>

足跡の図は、農林水産省生産局発行「野生鳥獣被害防止マニュアルー特定外来生物編ー」より引用。

出典「アライグマ防除の手引き」：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策課 HP より

## 【捕獲わなの種類】

アライグマ捕獲に用いられる一般的な箱わな

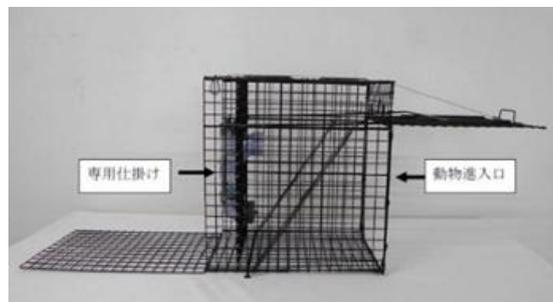


出典：環境省自然環境局野生生物課外来生物対策課 HP

アライグマ専用わな



出典：環境省自然環境局野生生物課  
外来生物対策課 HP

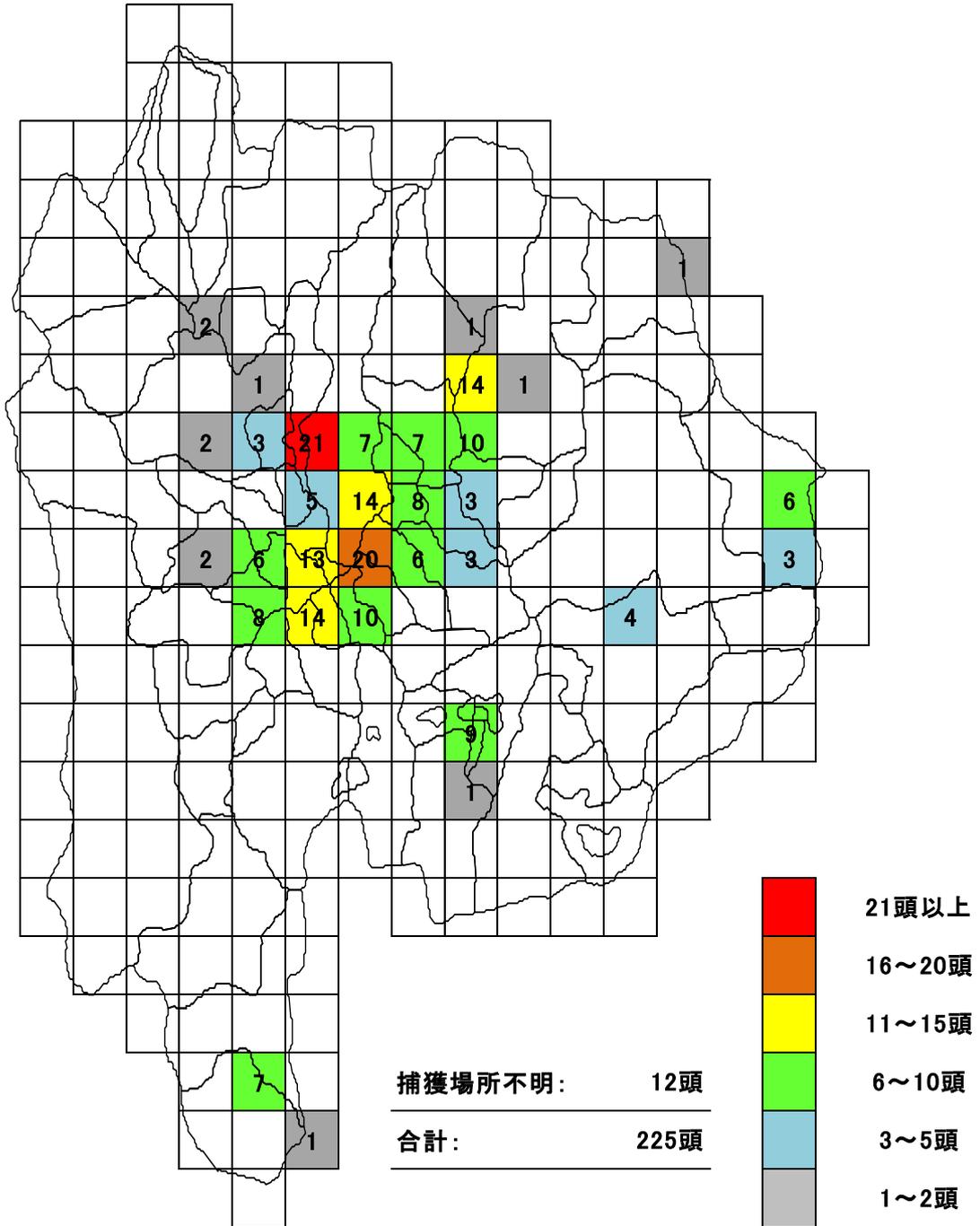


出典：埼玉県農業技術研究センターHP

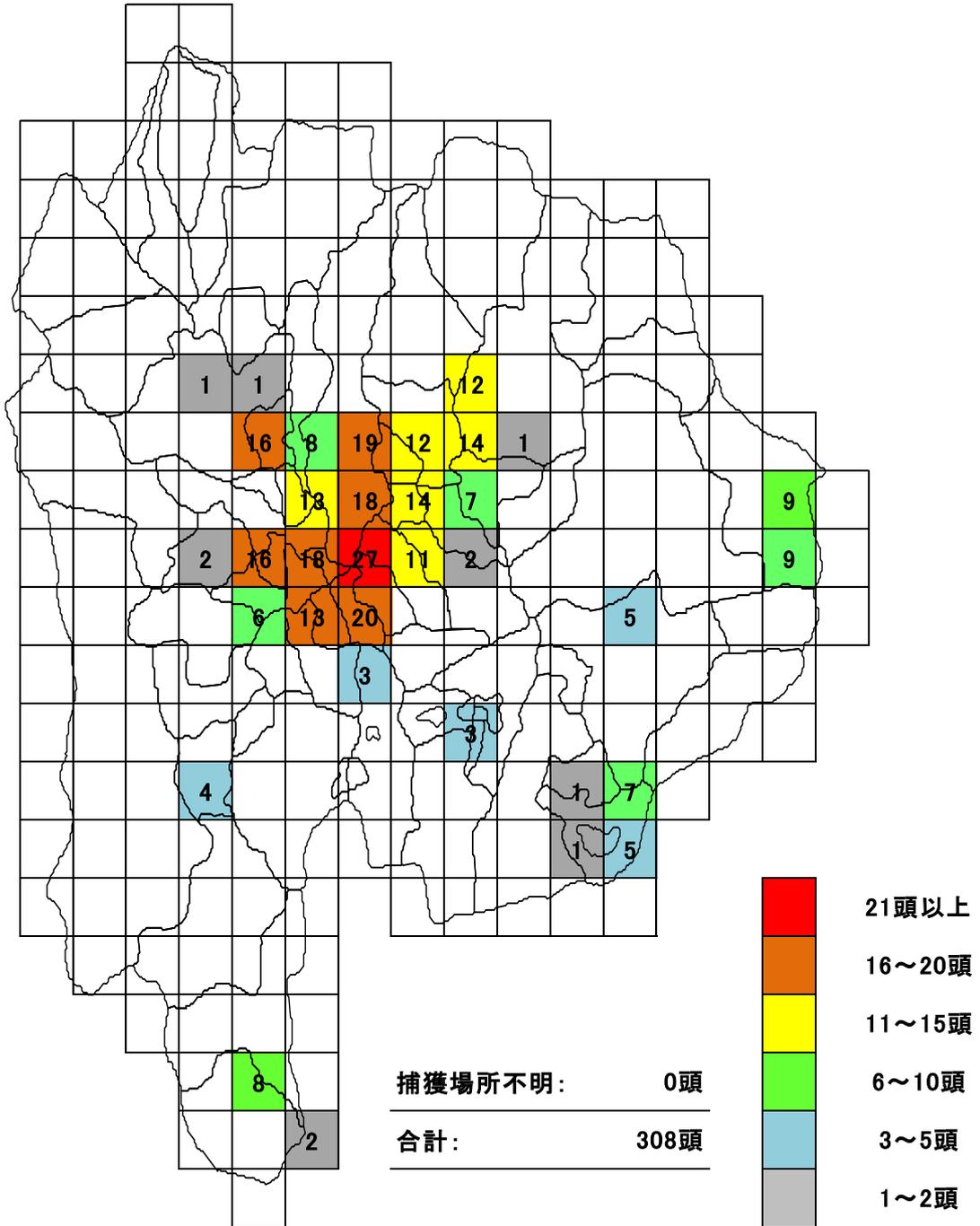
アライグマの防除には、箱わなが最も一般的に使用されているが、ネコなどが捕獲される可能性もあるため、注意が必要である。このため、アライグマが前肢を使って餌をたぐり寄せる習性を利用した、専用の捕獲わなも開発されている。

第3期計画中的のアライグマ捕獲位置情報

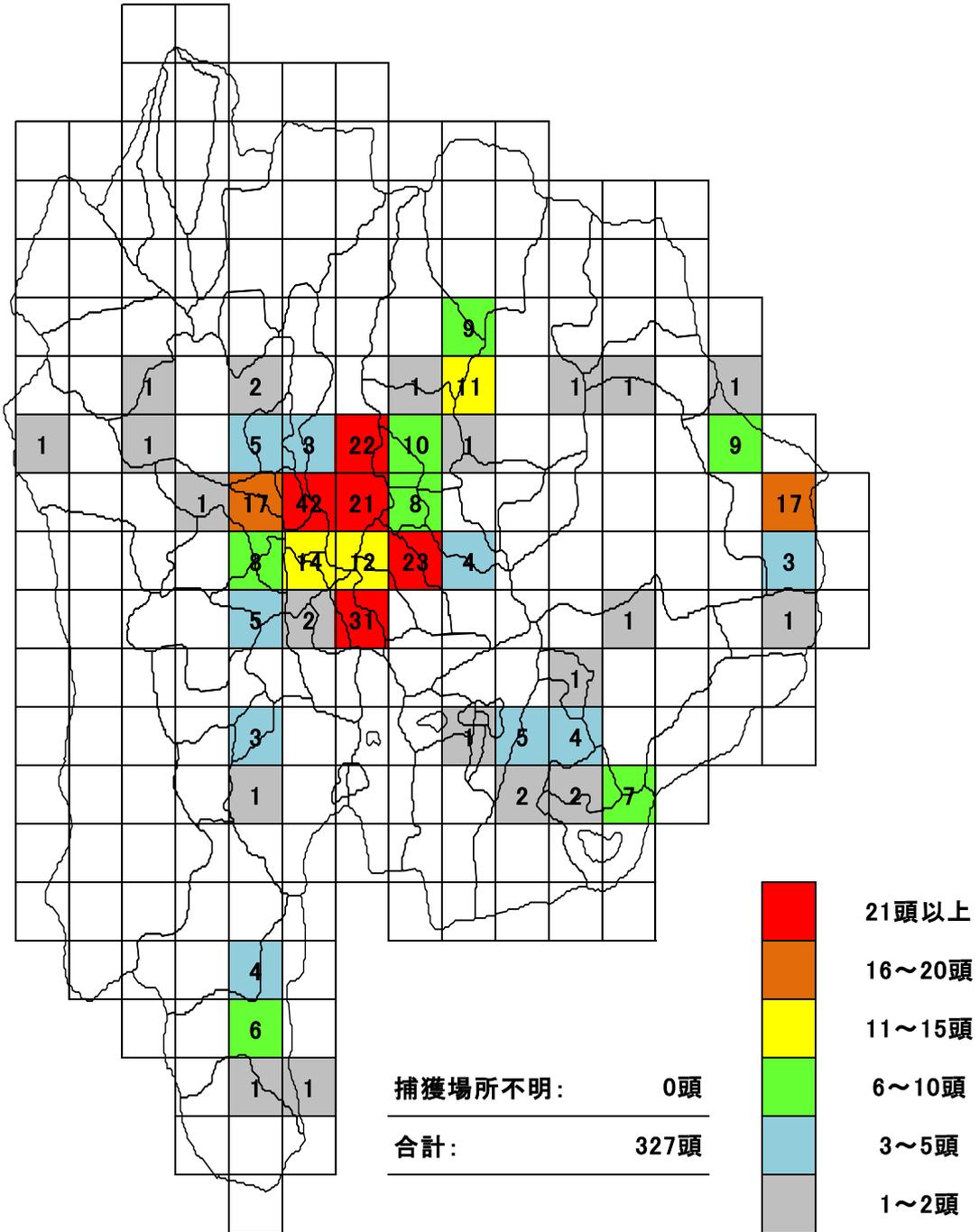
令和3年度捕獲実績(アライグマ)



## 令和4年度捕獲実績(アライグマ)



## 令和5年度捕獲実績(アライグマ)



## 令和6年度捕獲実績(アライグマ)

